

第33次地方制度調査会 専門小委員会ヒアリング

デジタル社会の実現に向けて

デジタル庁

令和4年3月10日

【目次】

1. デジタル庁の創設と重点計画	・ ・ ・ ・ 2
2. システム整備・運用（標準の策定・推進、共通機能の利用）	・ ・ ・ ・ 7
3. 新たな価値やサービスを創出する源泉としてのデータの利活用	・ ・ ・ ・ 13
4. 効果を挙げるための国・地方一体となった取組	・ ・ ・ ・ 17
5. まとめ	・ ・ ・ ・ 32

1. デジタル庁の創設と重点計画

新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りに。

経済・生活

【影響】

- ・ サプライチェーンの一部断絶、物資不足
- ・ 工場、飲食店等の休業、イベント自粛



➡ オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合 等

行政

【影響】

- ・ 感染症対応で初の緊急事態宣言の発動
- ・ 給付金や助成金等支援策に係る申請が膨大



➡ オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合 等

働き方

【影響】

- ・ テレワーク増加、Web会議増加
- ・ テレワークが難しい業務の顕在化



➡ 押印手続等、テレワークの阻害要因の顕在化 等

医療

【影響】

- ・ 現場負荷増、現場要員不足、医療資材不足
- ・ 医療機関のクラスター化懸念
- ・ オンライン診療の時限的な拡大



➡ 陽性者報告のFAXでの申請などデジタル化の遅れ 等

教育

【影響】

- ・ 全国的な学校の臨時休業
- ・ 臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性



➡ オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足 等

防災

【影響】

- ・ コロナ感染拡大時における災害対応の可能性
- ・ 自治体等現場の負担増加



➡ マイナンバーカードによる罹災証明発行、
AI活用等による被災者・現場負担軽減の必要性 等

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~
- デジタル社会形成の基本原則 (①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献)

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁 設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁を発足

司令塔としてのデジタル庁の役割（デジタル社会の実現に向けた重点計画 -抜粋-）

国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズを汲み取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、**主として次の施策について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。**

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代に相応しい構造改革に係る**横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においてもデジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携としてデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。**

- ① 国、地方公共団体、民間・準公共分野を含むデジタル社会のトータルデザインを描き、国民が体感できる形で早期にその実現を図ること。
- ② 国の情報システムに関し、整備・管理の基本的な方針を策定し、情報システム予算の一括計上をベースとして、情報システムの整備・管理に関するプロジェクトを統括・監理すること。重要なシステムについては自ら整備すること。
- ③ 地方共通のデジタル基盤に関し、全国規模のクラウド移行に向けて、総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、国から補助金が交付されるシステムに関する統括・監理を行うこと。
- ④ マイナンバーの利用拡大に向けた取組など、ID・認証の基盤であるマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うこと。
- ⑤ 民間・準公共分野のデジタル化支援として、情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行うとともに、情報システム整備方針において準公共分野に係る留意事項を示し、補助金の交付される情報システムについて統括・監理を行うこと。
- ⑥ 個人や法人を一意に特定し識別するID制度や、情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案を関係法令所管府省庁と共管するとともに、ベース・レジストリの整備を含む包括的データ戦略を推進すること。
- ⑦ サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること。
- ⑧ デジタル改革を牽引する人材を確保し、民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること。
- ⑨ 関係府省庁、諸外国政府等と連携しつつ、DFFTの推進を始めとする国際戦略を推進すること。

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

実現のための6つの方針

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

※Data Free Flow with Trust

実現に向けての理念・原則

誰一人取り残されないデジタル社会の実現
→誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受

デジタル社会形成のための基本原則

→10原則（デジタル改革基本方針）

- ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則）

デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ

BPRと規制改革の必要性

※Business Process Reengineering

クラウド・バイ・デフォルト原則

デジタル化の基本戦略

デジタル臨時行政調査会

デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認

デジタル田園都市国家構想実現会議

デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援

国際戦略の推進

DFFT/諸外国デジタル政策

関連機関との連携強化

安全・安心の確保

サイバーセキュリティ/
個人情報保護/サイバー犯罪

包括的データ戦略の推進

トラスト/ベース・

レジストリ/オープンデータ

デジタル産業の育成

ベンチャー・中小企業等の育成

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化

- ・ 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化（ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/公金受取口座登録開始及び行政機関による利用）
- ・ マイナンバー制度の利活用の推進（情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化）
- ・ マイナンバーカードの普及及び利用の推進（健康保険証利用のための環境整備/R6年度末に運転免許証との一体化/ユースケース拡充）
- ・ 公共フロントサービスの提供等（ワンストップサービスの推進）

暮らしのデジタル化

- ・ 準公共分野のデジタル化の推進等（健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/教育（校務のデジタル化/教育データ利活用）/防災/こども/モビリティ/取引）

産業のデジタル化

- ・ 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組（電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/GビズID/e-Gov）
- ・ 中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援）
- ・ 産業全体のデジタルトランスフォーメーション（DX認定制度/DX銘柄選定/DX投資促進税制/サイバーセキュリティ強化）

デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・ 国の情報システムの刷新（重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備）
- ・ 地方の情報システムの刷新（標準化基本方針の策定等）
- ・ デジタル化を支えるインフラの整備（5G/光ファイバ/データセンター/海底ケーブル/半導体）
- ・ デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）

デジタル社会のライフスタイル・人材

- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換（テレワーク/シェアリングエコノミー）
- ・ デジタル人材の育成・確保（プログラミング必修化/リカレント教育）

2. システム整備・運用

(標準の策定・推進、共通機能の利用)

令和4年度予算 情報システム関係予算（一括計上、主なもの）

デジタル庁システム等

デジタル庁が整備・運用

- 各府省共通で利用するシステム
- 各府省のシステム整備上、基盤となるシステム
- 他のシステムとの連携によりセキュリティ面や業務効率性に効果があるシステム
- 緊急性が高く、政策的に重要なシステム 等

990億円

政府共通プラットフォーム

情報提供ネットワークシステム

マイナポータル

ガバメントソリューションサービス (GSS)

電子政府の総合窓口システム (e-Gov)

政府共通ネットワーク

デジタル庁・各府省共同プロジェクト型

デジタル庁と各府省が共同で整備・運用

- デジタル庁の技術的知見等を生かした整備を要するシステム
- 各府省の固有事務と密接不可分に運用しているシステム
- 一定規模があるシステム 等
- デジタル庁は、各府省と連携し、クラウド化、UI/UX改善、各府省LANの統合等の検討を進め、大規模システムについては、業務改革・刷新に向けた中長期的な取組を推進。

2,280億円

財務省 国税総合管理システム (KSK)

法務省 登記情報システム

財務省 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

法務省 出入国管理システム

財務省 国税庁LANシステム

外務省 情報ネットワーク・LANシステム

各府省システム

各府省が整備・運用

- デジタル庁システム、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム以外のシステム
- 重要なプロジェクトについては、デジタル庁が民間人材を派遣することで各府省を支援。

1,331億円

法務省 戸籍情報連携システム

財務省 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS)

警察庁 共通基盤システム

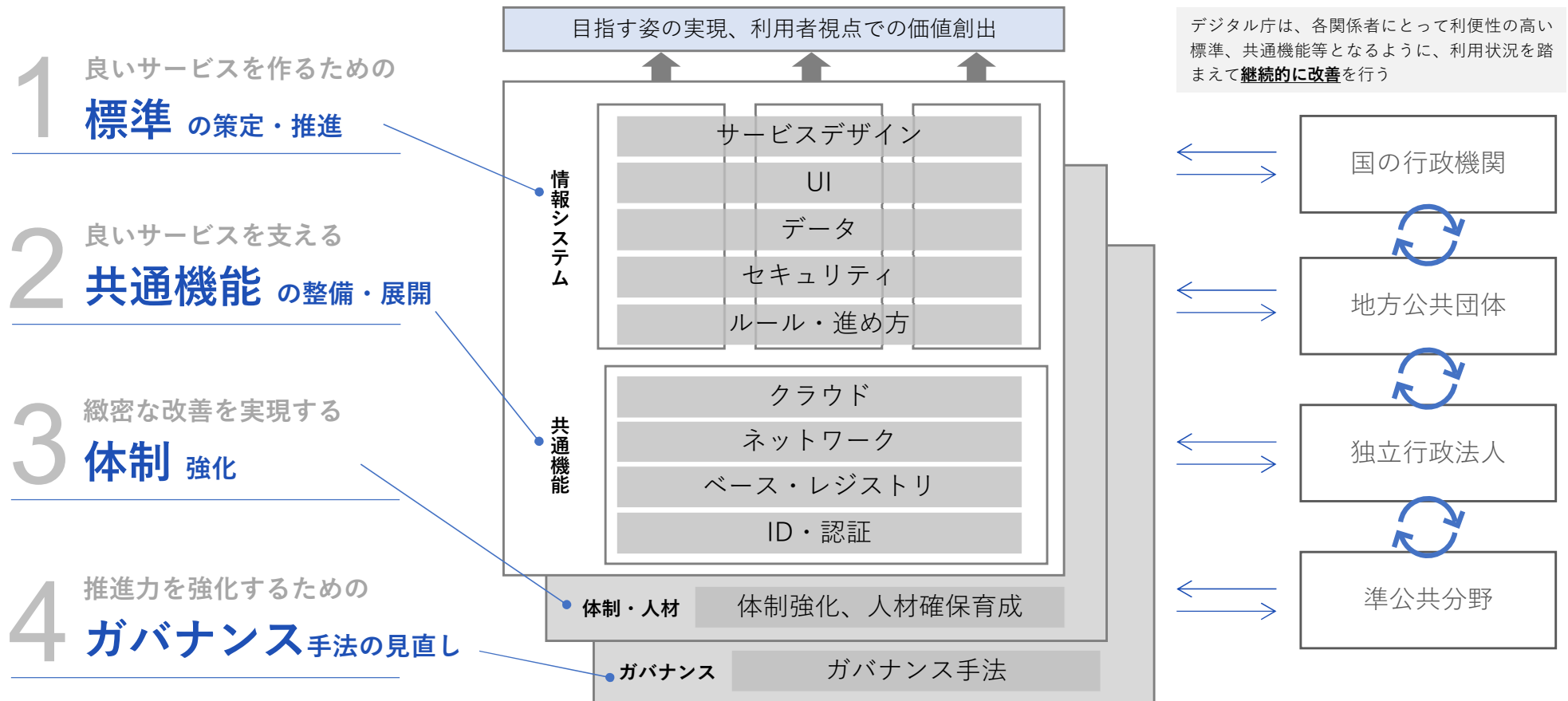
農水省 農林水産省共通申請サービス

防衛省 ソフトウェアライセンスの取得

国交省 海上保安業務システム

情報システムの整備及び管理の基本方針（4つの重点注力分野）

関係者が個々に努力するだけでは、目指す姿を実現できない。デジタル庁自身が特に4つの領域に注力し、旧来の課題を解消するとともに、**国・地方公共団体・独立行政法人・準公共分野等の関係者が効果的に協働**できるようにする。



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

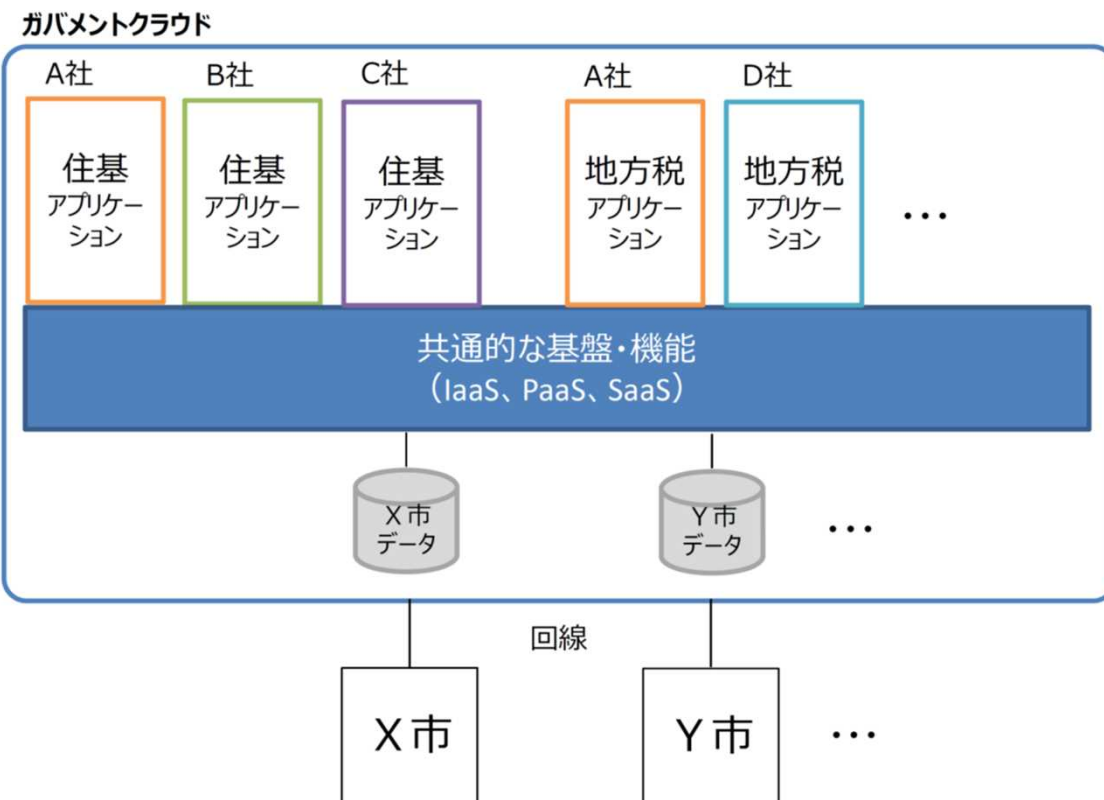
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



4つの整備方針（ガバメントクラウド）

○ マルチクラウド

複数のクラウドサービス及びサービスモデル（IaaS、PaaS、SaaS）を相互接続し、各機関のニーズに柔軟に対応。

○ テンプレート

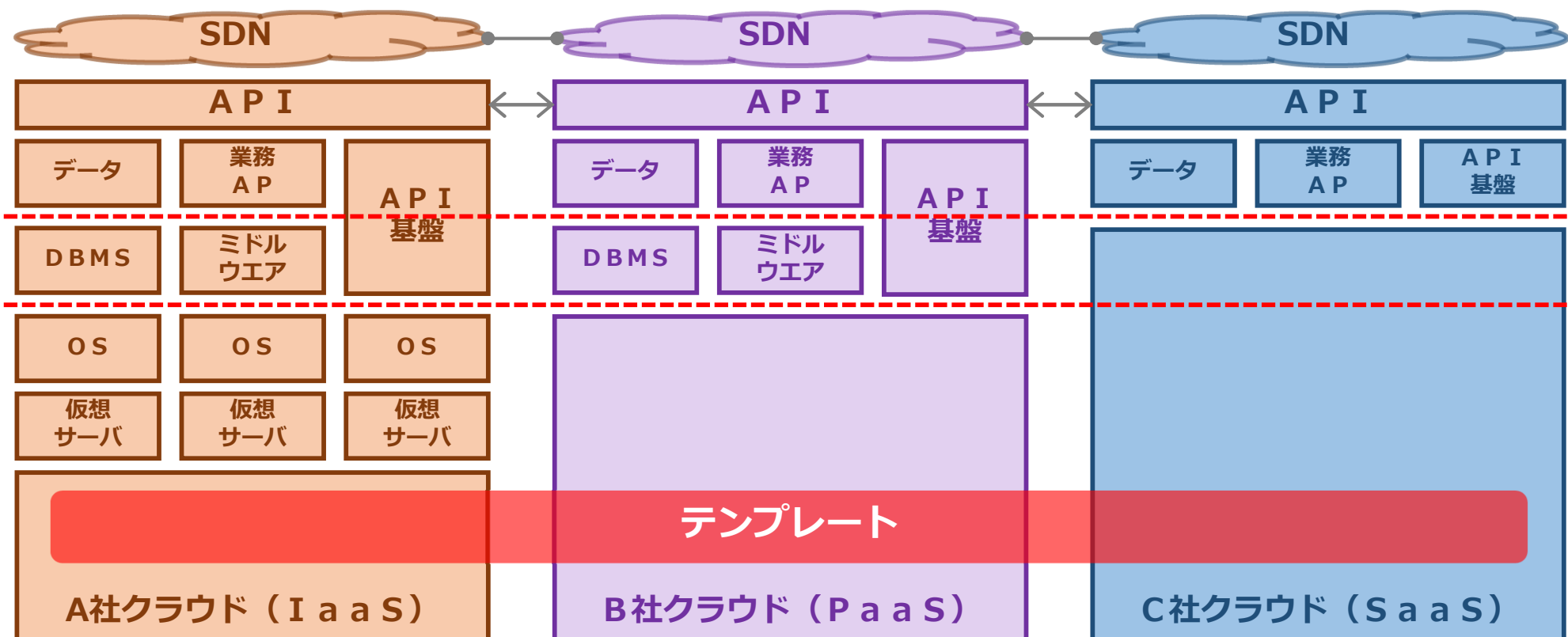
セキュリティやネットワーク設定など、重要な設定を全システムに共通横断的に適用できるように、異なる複数のクラウドベンダーのテンプレートを整備。

○ API連携

API（Application Programming Interface）を経由して異なるクラウド間でもデータやサービスを連携可能とする。

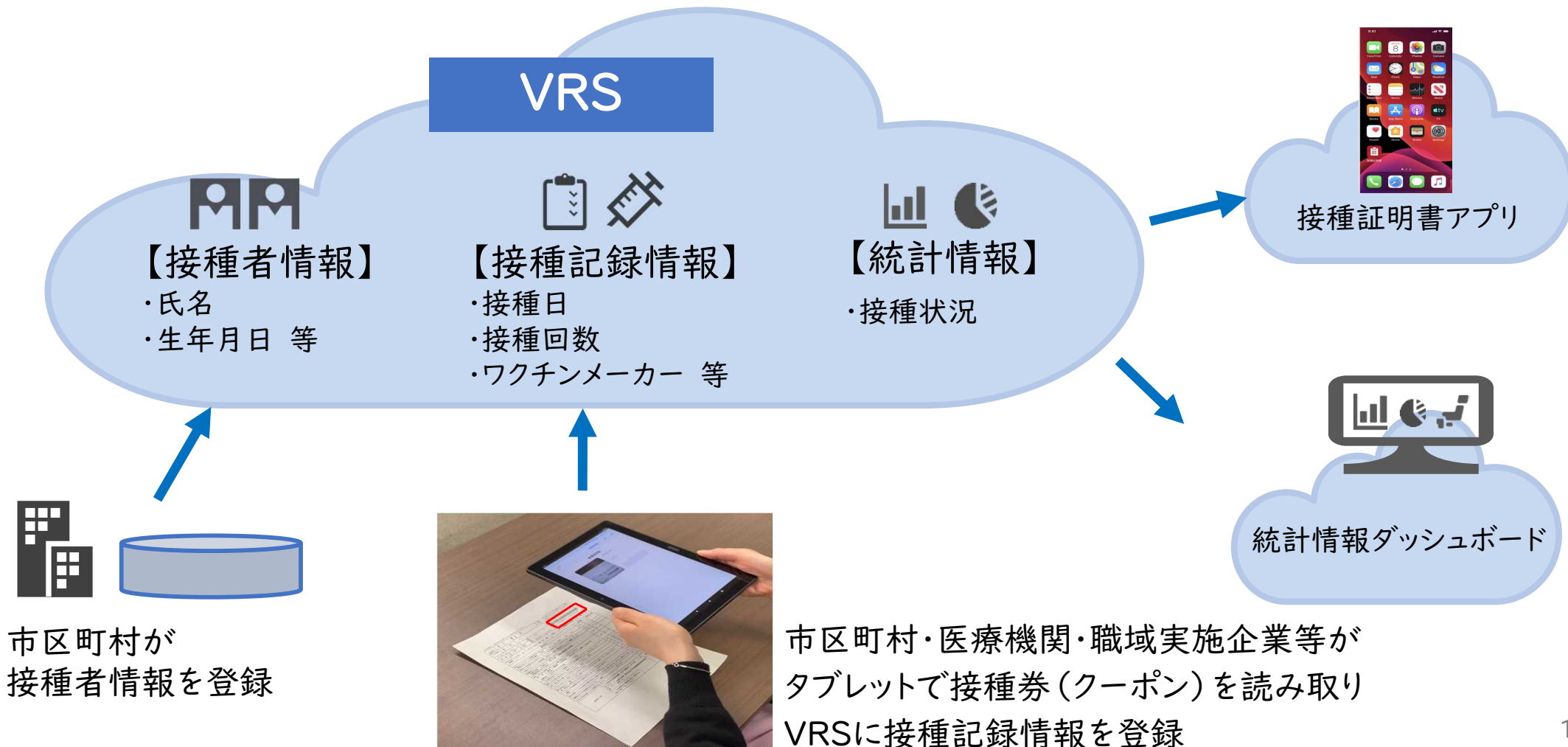
○ SDN

SDN（Software Defined Network）サービスを活用した安全な専用WANの構築。



ワクチン接種記録システム（VRS）について

- ワクチン接種記録システム（VRS）は、国がクラウド上に整備したシステムを用いて、ワクチン接種の実施主体である市区町村が住民の接種記録のデータを管理する仕組みです。
- VRS上のデータは、市区町村ごとに区分して管理されており、住民個人の接種記録のデータの保有主体は市区町村です。



3. 新たな価値やサービスを創出する 源泉としてのデータの利活用

包括的データ戦略の概要

■ 2020年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ

人材・セキュリティ

戦略・政策
組織 { 行政 民間
ルール { データ ガバナンス 連携 ルール
連携基盤 (ツール)
データ
利活用環境
インフラ

第一次取りまとめ	包括的データ戦略 検討項目								
<p>データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) 行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 プラットフォームとしての行政が持つべき機能 								
<p>社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映 								
<p>トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、 発行元証明、存在証明）を整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等) 								
<p>プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入／ロックイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】 重点的に取り組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】 データ取引市場のコンセプトの提示 								
<p>ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等） ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 データマネジメントの強化／オープンデータの推進 								
<p>引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方 人材／国際連携／インフラ</p>	<table border="1"> <tr> <td>デジタルインフラ</td> <td>・通信インフラ（Beyond 5G）（2025年大阪・関西万博にて成果提示）、計算インフラ（富岳等コンピューティングリソースの民間利用）、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備</td> </tr> <tr> <td>人材・組織</td> <td>・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築</td> </tr> <tr> <td>国際展開</td> <td>・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】</td> </tr> </table>	デジタルインフラ	・通信インフラ（Beyond 5G）（2025年大阪・関西万博にて成果提示）、計算インフラ（富岳等コンピューティングリソースの民間利用）、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備	人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置	セキュリティ	・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築	国際展開	・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおける DFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】
デジタルインフラ	・通信インフラ（Beyond 5G）（2025年大阪・関西万博にて成果提示）、計算インフラ（富岳等コンピューティングリソースの民間利用）、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備								
人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置								
セキュリティ	・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築								
国際展開	・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおける DFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】								

■準公共分野：国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている分野

■相互連携分野：業種を超えた情報システム間の相互の連携が重要となる分野

政府のみがサービス提供を行う分野、政府はサービスの規格を示しつつ官民でサービス提供を行う分野、政府はサービス提供は行わず規制や標準を定める分野など多様な関わり方



＜準公共分野及び相互連携分野は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において指定した特定公共分野＞

官民間でのデータ提供・共有をデジタルによって更に推進し、分野横断的なデータ利活用を促進

令和3年度～7年度

■分野別に検討会を立ち上げ、各分野におけるデータ連携を実現するための調査研究を実施

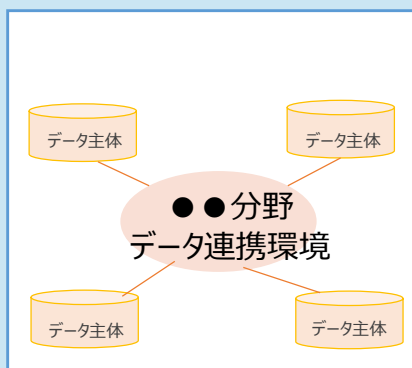
- ① 対象データと当該データを利用することができる者の整理
- ② データ連携により実現できる具体的な機能等の特定
- ③ データ連携の仕様等の確定

■分野別に、データ連携のプロトタイプを設計開発した上で、実証を行う。



令和7年度～8年度

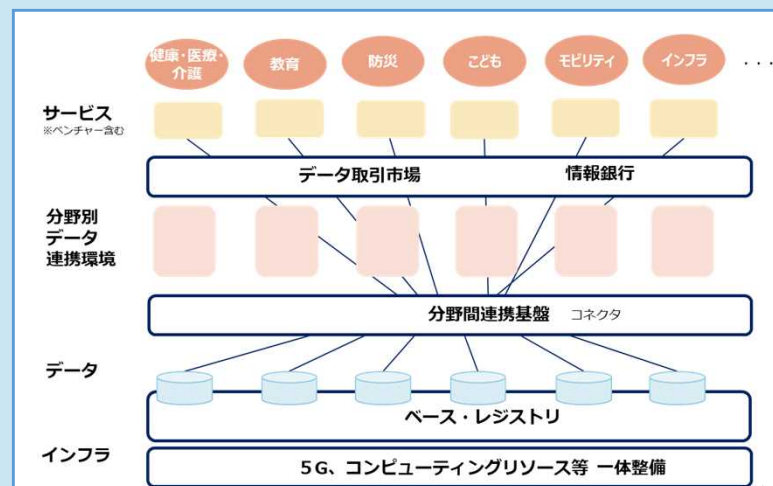
■分野別のデータ連携環境を構築し、本格運用を開始



＜分野別データ連携環境イメージ＞

データ連携の最終的な絵姿

■分野間のデータ連携までを見据えた全体のアーキテクチャを基に、分野別のデータ連携環境の設計・構築を進める。





① 健康・医療・介護

- ・ 民間PHRサービスの利活用を促進。
- ・ オンライン診療の活用に向けた基本方針を策定。
- ・ データの連携・活用のためのプラットフォームを整備。

② 教育

- ・ 家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化を推進。
- ・ 教育データの利活用を促進。（データの標準化、プラットフォーム関連施策の推進、IDの検討）
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する、デジタル社会を見据えた教育について検討。

③ 防災

- ・ 防災情報のアーキテクチャを検討し、データ連携を実現するためのプラットフォームを構築。
- ・ 地方公共団体の防災業務のデジタル化を推進。

④ こども

- ・ 教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する実証事業を実施。

⑤ モビリティ

- ・ モビリティ関連データの流通促進のための検討・開発・実証。
- ・ 3次元空間IDを含めたデジタルインフラを整備。

⑥ 取引（受発注・請求・決済）

- ・ 中小企業のバックオフィスのデジタル化のため、受発注のデジタル化の推進、標準化された電子インボイスを普及。
- ・ 受発注から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするため、必要なデータ標準・連携基盤を整備。

4. 効果を挙げるための国・地方一体と なった取組

デジタル基盤としてのマイナンバー制度

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

I マイナンバーによる情報連携

マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報の連携を行うことにより、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）の提出省略を可能にするなど

= 住民の負担軽減、行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化

II マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。

= オンラインでの安全・確実な本人確認が可能に。



III マイナポータル

- ① スマホやパソコン等から行政サービスの検索やオンライン申請・届出等が可能。
- ② マイナンバーに対応して行政機関が保有する自己情報の取得等が可能。
この自己情報の取得の機能について、民間でも利用できるようAPIで提供。

地方の行政手続オンライン化について

○「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」（抜粋）

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

【取組方針】

① マイナポータルのUX・UIの抜本改善

(ケ) 利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。



【国の主な支援策等】

- ・マイナポータルの全自治体接続環境（国による署名検証機能等）の構築【デジタル庁】
- ・マイナポータルのUX・UIの改善【デジタル庁】
- ・自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を作成し、市町村に提供【総務省】
- ・自治体内の接続等に係る財政措置（国費 1/2 249.9 億円 2022 年度まで）【総務省】

マイナポータル「**手続の検索・電子申請（ぴったりサービス）**」について

H29.7～市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※） まずは「子育て」手続から「子育てワンストップ」

H29.10～検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）

H31.1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。

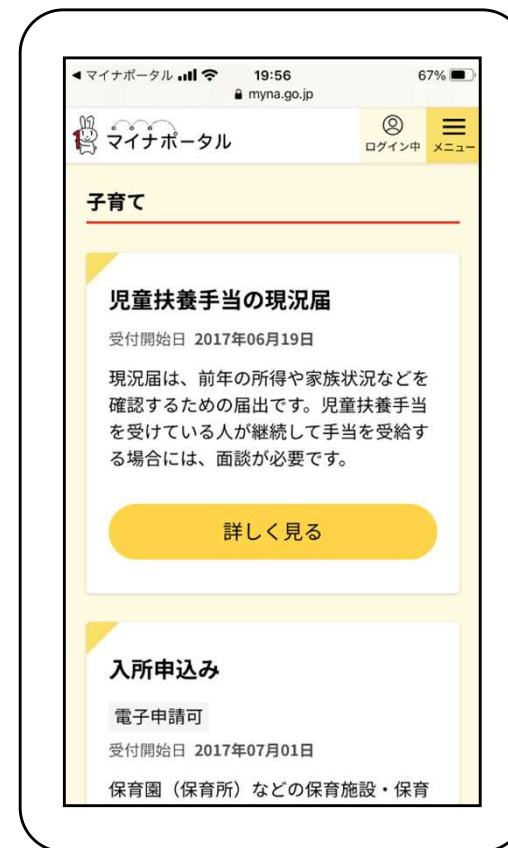
H31.3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。

今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、**市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。**

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R3.9月末時点で1,565団体(人口割合98.6%)が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、**R3.9月末時点で1014団体（人口割合79.2%）が対応し、電子申請が可能。**



「特に国民の利便性向上に資する手続」一覧

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

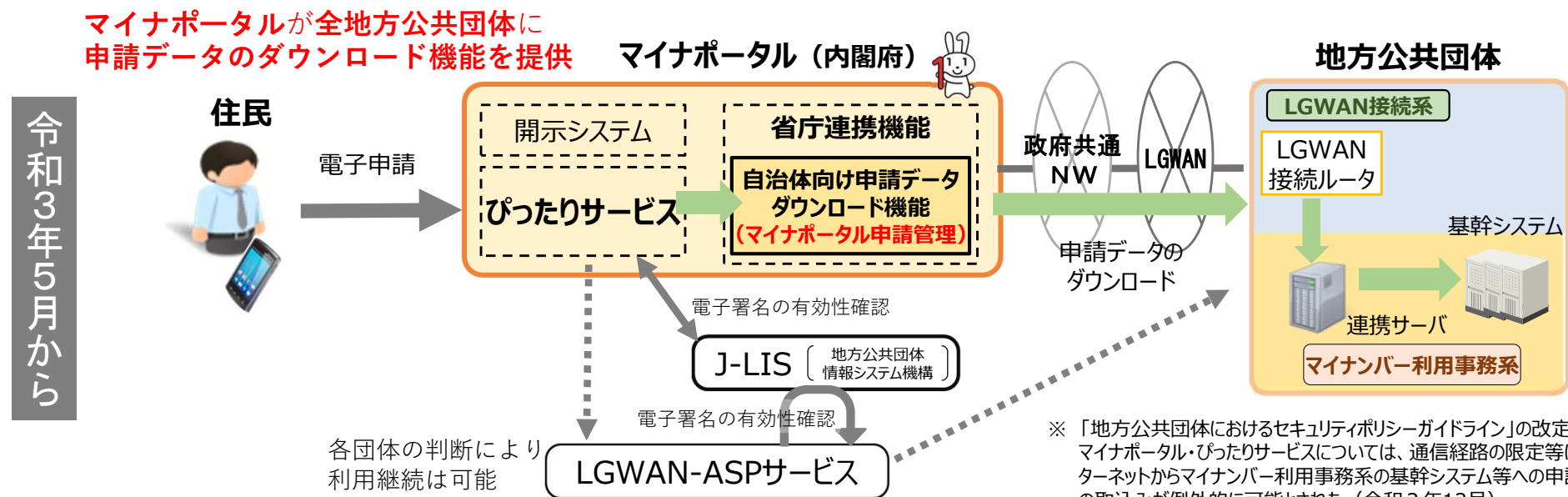
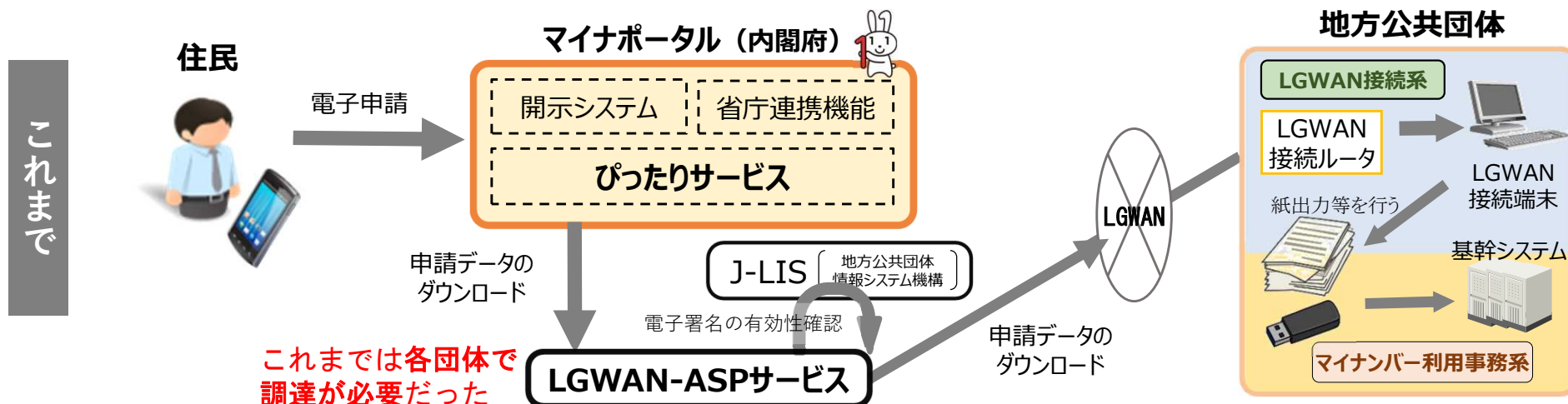
自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

全地方公共団体のマイナポータルへの接続の実現

- マイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、ぴったりサービスでの電子申請の受付ができるようになりました（令和3年5月）。



※ 「地方公共団体におけるセキュリティポリシーガイドライン」の改定により、マイナポータル・ぴったりサービスについては、通信経路の限定等によりインターネットからマイナンバー利用事務系の基幹システム等への申請データの取込みが例外的に可能とされた（令和2年12月）。

電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善

- 各地方公共団体では、ぴったりサービスの利用の際、団体ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、子育て・介護・被災者支援等の主要手続については、関係省と連携して、標準様式をプリセットしています。標準様式を利用すれば、独自に申請様式を作成しなくても、電子申請サービスを開始できます。

【罹災証明書の発行申請の例】

プリセットされた標準様式を活用

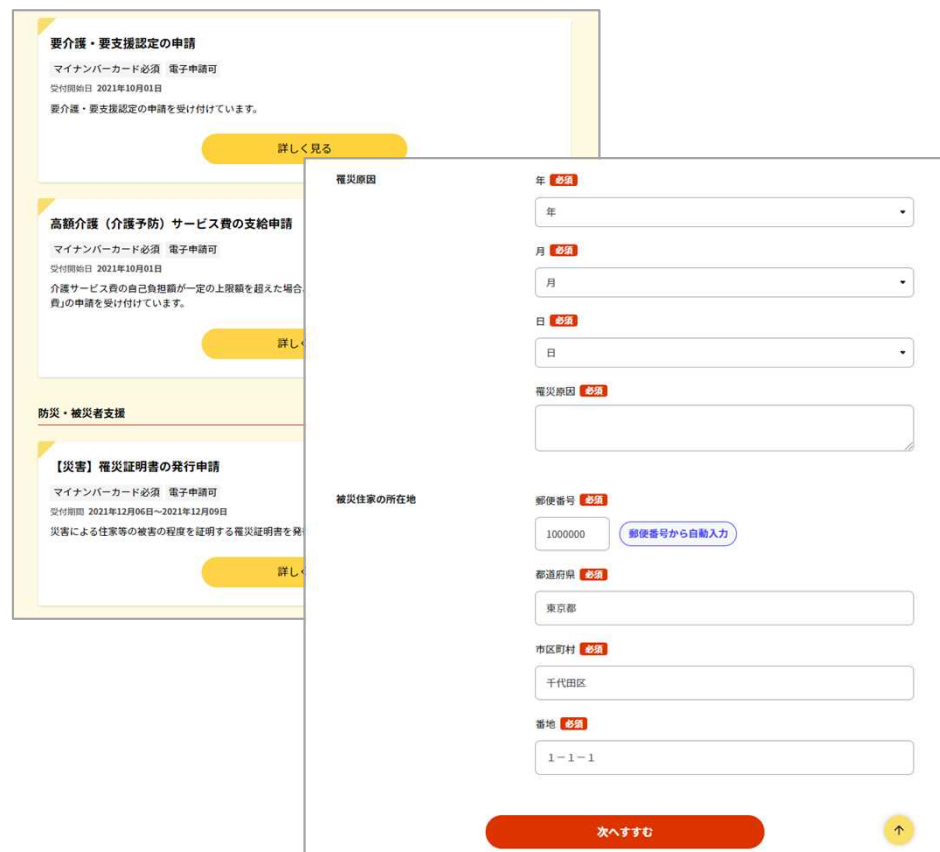
(文言変更やデータ項目追加等の編集も可能)



The screenshot shows a web-based application interface for disaster relief certificate issuance. It features a header with the title '千代田市 - 【災害】罹災証明書の発行申請' and a main content area with a form titled '罹災証明申請書'. The form includes fields for applicant information and a table for disaster details. A sidebar on the right contains additional form fields and a '送信' (Send) button.



掲載内容の確認後、申請ページを公開



The screenshot displays a confirmation page for the disaster relief certificate application. It lists three application items: '要介護・要支援認定の申請', '高額介護（介護予防）サービス費の支給申請', and '【災害】罹災証明書の発行申請'. Each item includes details like 'マイナンバーカード必須' and '電子申請可'. The page also features a '被災者の所在地' (Disaster-stricken area) section with dropdown menus for '年' (Year), '月' (Month), '日' (Day), '罹災原因' (Cause of disaster), '郵便番号' (Postal code), '都道府県' (Prefecture), '市区町村' (City/Town/Village), and '番地' (Address). A '次へ進む' (Next) button is at the bottom.

※地方公共団体では以下の作業が不要になる

① 紙様式（PDF等）読込

② 申請様式の作成



The diagram shows a paper form titled '罹災証明申請書' with a table for applicant information and a section for disaster details.



The diagram shows a digital form version of the disaster relief certificate application, which is a more interactive and structured version of the paper form.

マイナポータル（ぴったりサービス）電子申請に係る標準様式のプリセット

○マイナポータル（ぴったりサービス）では関係府省と協力し、**子育て、介護、被災者支援**等の手続について、電子申請に係る**標準様式（※）のプリセット**を進めている。標準様式を活用することで、各自治体で独自に申請様式を作成することなく、電子申請サービスの提供が可能。

なお、各自治体で標準様式に項目等を追加するなど適宜編集して活用することも可能。

※現在、プリセット済の標準様式は、自治体業務システム標準化の検討に合わせて今後内容が変更になる可能性有。

令和3年度にプリセットを進めている手続

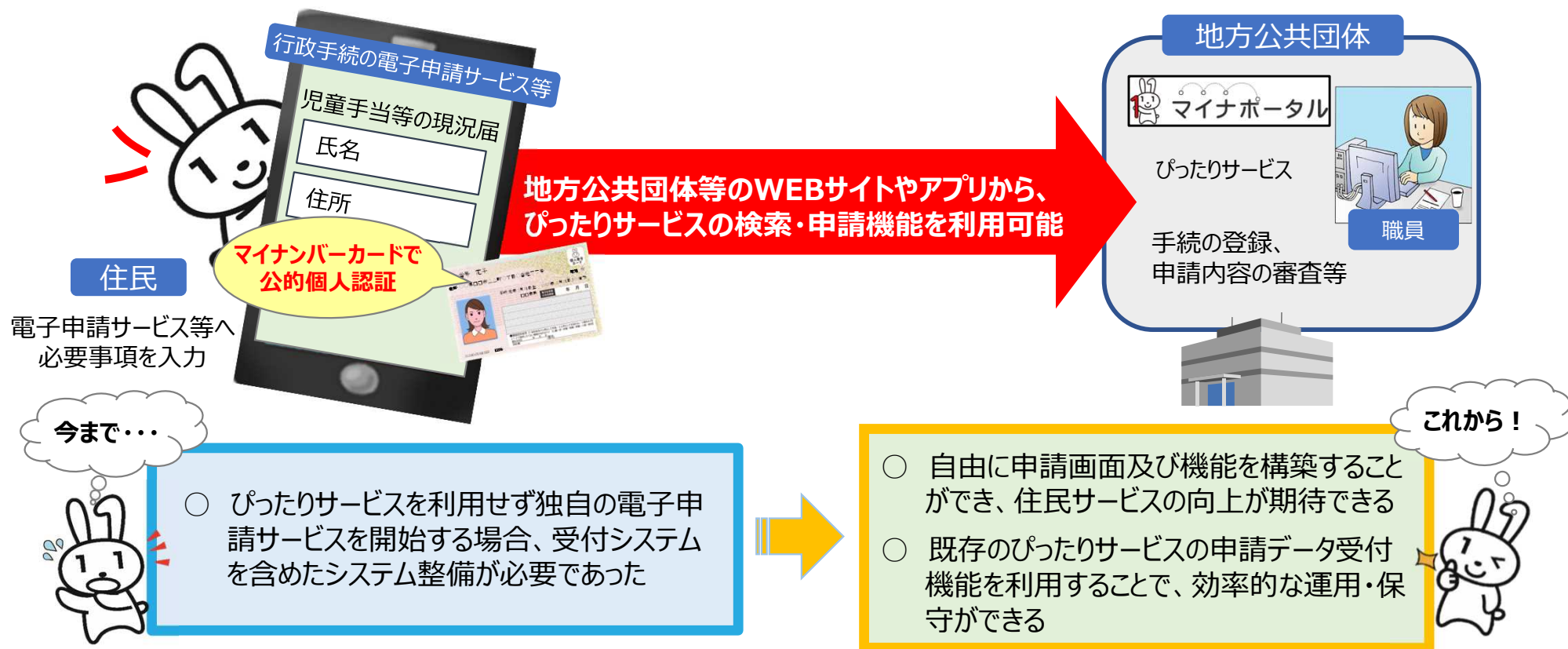
令和2年度にプリセットした手続

子育て	1	児童手当等の現況届	プリセット済 R3.6
	2	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	
	3	児童手当等の額の改定の請求及び届出	
	4	氏名変更／住所変更等の届出	プリセット済 R3.7
	5	受給事由消滅の届出	
	6	未支払の児童手当等の請求	
	7	児童手当等に係る寄附の申出	
	8	児童手当に係る寄附変更等の申出	
	9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
	10	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	
	11	支給認定の申請	プリセット済 R3.9
	12	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込	プリセット済 R3.10
	13	保育施設等の現況届	プリセット済 R3.7
	14	児童扶養手当の現況届	R4.3
	15	妊娠の届出	プリセット済 R3.6

介護	1	要介護・要支援認定の申請	プリセット済 R2.12
	2	要介護・要支援認定の更新申請	
	3	要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請	
	4	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
	5	介護保険負担割合証の再交付申請	
	6	被保険者証の再交付申請	
	7	高額介護(予防)サービス費の支給申請	
	8	介護保険負担限度額認定申請	
	9	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
	10	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
	11	住所移転後の要介護・要支援認定申請	
被災者支援	12	罹災証明書の発行申請	プリセット済 R2.10

ぴったりサービスの申請APIについて

- **令和2年12月**から、様々なWEBサービス等からぴったりサービスの検索・申請機能を利用するための「**ぴったりサービス申請API**」を新たに提供し、運用を開始。
- **地方公共団体や民間事業者**において、「ぴったりサービス申請API」と連携したWEBサイトやアプリを開発することで、**ぴったりサービスの基盤を活用した独自のオンライン申請サービスを住民に提供することが可能**となる。
- **全国的にサービスを展開するポータルサイト**が「ぴったりサービス申請API」と連携したWEBサイトやアプリを提供することを踏まえ、今後、**全自治体が共通様式を利用**することが重要。



仕様書はデジタル庁HPから申込可能です。<https://myna.go.jp/html/api/eshinsei/index.html>

デジタル化の恩恵を享受できる社会へ規制・制度を構造改革

第1回資料「デジタル臨時行政調査会における論点（案）について」より抜粋

- 今世紀に入ってから、我が国の官民を通じたデジタル化の遅れは深刻。**既存の規制や行政などの構造は維持されたままで、経済、社会、産業全体のデジタル化につながらず。**
 - デジタル庁設立でデジタル改革の推進体制は整備されたが、**規制・行政のあり方まで含めて本格的な構造改革をしなければ、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感することは困難。**
-
- コロナが浮き彫りにした日本のデジタル化の遅れは、他の全ての分野に通じる本質的課題。
 - 国民がデジタルを活用したより良いサービスを享受し、**成長を実感できるためには、国を構成する「国民」「社会」「産業」「自治体」「政府」といった主体・分野にまたがる本質的「構造改革」が必要。**
-
- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
 - 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として策定。**
 - デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。

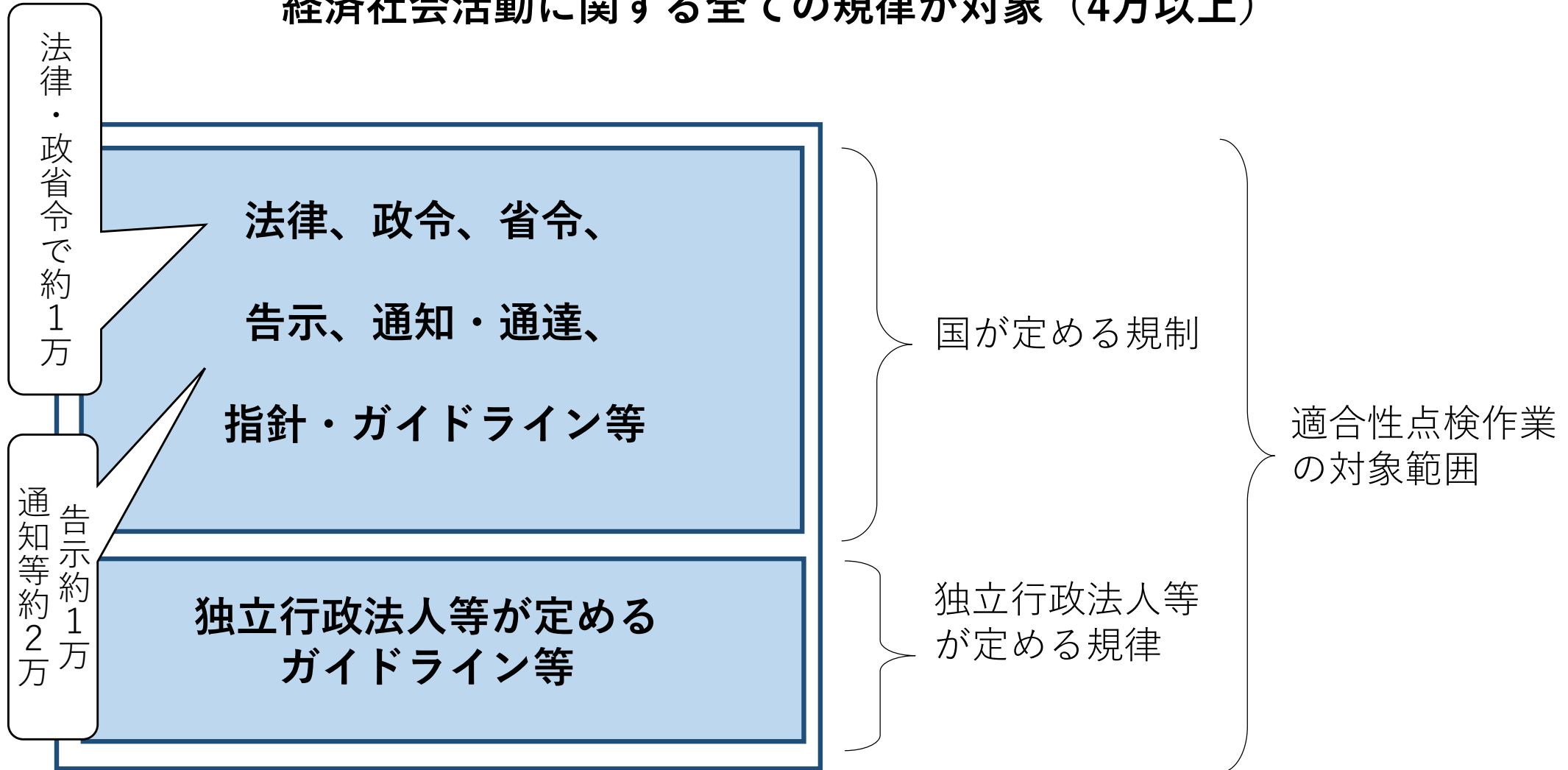
構造改革のためのデジタル原則の全体像

○「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則**を整理。

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ^{じん} ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則（案）	
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること	
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。	
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。	
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。	
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。	
第1層 インフラ			

構造改革のためのデジタル原則への適合性の点検対象の規律の範囲

経済社会活動に関する全ての規律が対象（4万以上）



※上記を踏まえ、地方公共団体の取組を支援

例：国の見直し結果等の情報提供や地方公共団体での先進的な取組事例を紹介等

既存の規制

技術の進歩

先行している規制見直し

（法律・政令・省令で約5千条項に該当あり）

約2万2千手続を対象に推進

現場で人の目に頼る規制

定期的に点検・確認を求める規制

人が常にいること等を求める規制

公的な証明書・講習・閲覧に
対面・書面を求める規制

一律の規制、データ連携が困難なルール

オンラインで申請できない
又は利用しにくい行政手続

- カメラ等を含む高精度で安価・大量のセンサー
- ドローンや空飛ぶクルマといった次世代空モビリティ
- IC・メモリーの進歩
- クラウドサービス利用等によるビッグデータの高速処理
- あらゆるモノがネットワークとつながるIoTの進展
- AIの高度化
- 超高速通信（5G、Beyond 5G）の実現

施設維持・保守でセンサー等を活用、
監査を遠隔地から実施

カメラ・センサー・AI等により
点検・確認等を実施

オンラインを通じて離れた場所から
でも仕事が可能

オンラインなどを活用し、紙、
対面、訪問を見直し

データを活用したゴールベース・
リスクベース、API連携

オンライン利用率を成果指標にし、
継続的なサービス改善実施

既存の規制に関する適合性点検作業の進め方

R3.12月下旬

規制の適合性点検対象リスト洗い出し作業（対象：法令、約5千条項に該当あり）の進め方の照会と各省庁への情報提供

R4.1月

各府省と連携し、通知通達、独法の規律も含めて、点検・見直しの作業方針を確定。
※事務局及び規制改革推進室において、国民・産業界等の要望や追加的な洗い出し作業を実施し各省庁に情報提供

〔作業部会を設置（R4.2月）の設置〕
各省庁による自主的な見直し⇒規制見直しプランに反映
見直しに関する課題がある事項⇒作業部会において検討

各省庁と事務局で見直し方針を協力して確認

規制見直しプランの取りまとめ（自治体の後押しの方策含め具体化）

R4.春

法律
⇒一括見直しの累次具体化

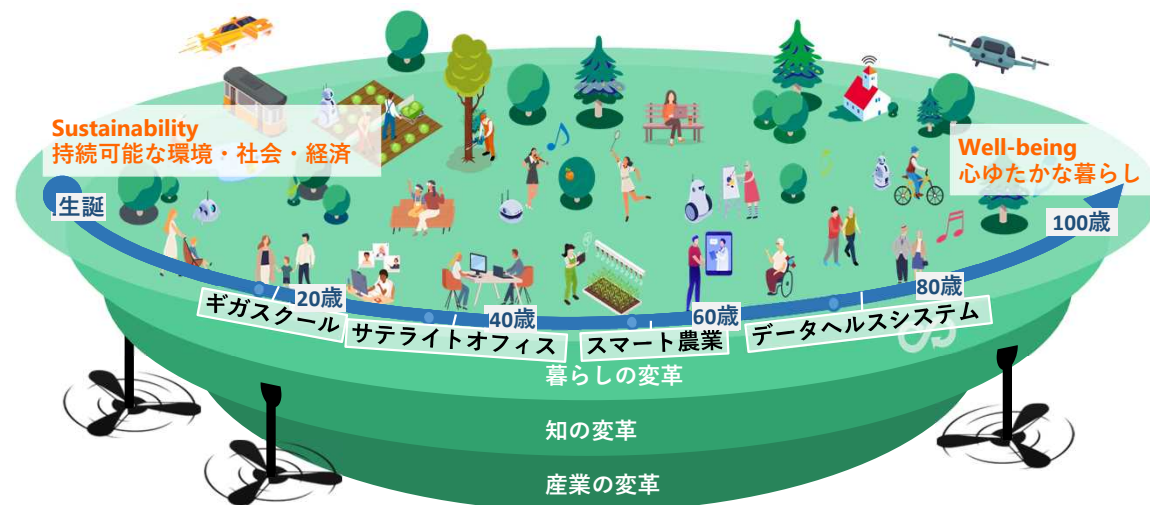
政令省令通知・通達、運営要領等
⇒スピード感をもって改正

技術的検証やシステム整備等の検討

集中改革期間（3年程度）で原則への適合を実現

デジタル田園都市国家構想の実現

- デジタルの力を全面的に活用し、「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」を実現。
- 「心豊かな暮らし」(Well-being)と、「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。



デジタル田園都市国家構想を目指すにあたっての基本的考え方

- デジタル原則の遵守や、オープンなデータ連携基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して、支援を行う。

デジタル田園都市国家を目指すための主立った取組

- ①地方を支えるデジタル基盤の整備
- ②地方の課題を解決するデジタルサービスの生活への実装
- ③デジタル人材の育成、地方への新たな人の流れの強化
- ④デジタルを活用した地域産業の活性化、スタートアップの育成
- ⑤デジタル田園都市国家モデルの海外展開

適切な目標の設定

- 様々な取組がバラバラに行われることのないよう、適切なKPIと実現を目指すビジョンを取組間で特定・共有。
- KPIの設定に当たっては、まち全体のWell-Being指標を活用。困難な場合、各分野の指標を活用。

5. まとめ

【まとめ】 デジタル社会の実現に向けて

単なるIT化から、高速ネットワーク網の整備、クラウド等の技術発展を踏まえ、政府全体のデジタル政策の深化

○ システム整備・運用（標準の策定・推進、共通機能の利用）

- ▶ 効率性、安全性、柔軟性の確保
- ▶ サービスデザイン思考、BPRの徹底

○ 新たな価値やサービスを創出する源泉としてのデータの利活用

- ▶ データ戦略、ベースレジストリ、EBPM
- ▶ 準公共分野におけるニーズの把握とデータ連携の必要性（分散管理前提）

○ 効果を挙げるための国・地方一体となった取組

- ▶ 国民の利便性向上のため、国・地方の協働の必要性（マイナンバーカード、マイナポータルの活用、GIGAスクール構想、 etc. . . .）
- ▶ デジタルを前提とした制度への見直し（デジタル臨調）
- ▶ 地方におけるデジタル実装（デジタル田園都市国家構想）